

(配布先)

事務連絡(安-2020-42)

2020年10月5日

施工担当部署長・建設所長
副部長・副所長・統括工事長
設備部長・安全長・安全主任
S・BLC関西支社
関西支店取引業者災害防止協議会

関西支店

安全環境部長



【紙回覧】感電災害防止の再徹底について(指示)

安全環境本部安全部長の指示により、添付ファイルにて表題の事務連絡を送付します。

過日、国外の当社作業所において、感電事故で死亡事故が発生しました。内容は添付資料参照。

今回の災害は、取引業者が持ち込んだ分電盤と電動工具(電動ハンマー)両方の不具合が重なって死亡事故という最悪の事態になっています。

分電盤や持込機械は必ず始業前点検を実施してください。併せて安全環境本部安全部長より指示が出ていますので作業所関係者に周知してください。

以 上

(配布先)
部門安全環境部長

事務連絡 20-32
令和2年9月28日

安全環境本部
安全部長 

感電災害防止の再徹底について (指示)

過日、国外の当社作業所において、斫り作業を行おうとした際、被災者(雑工)の同僚が、電動ハンマーの電源プラグを分電盤から出たコネクタに接続したところ、電動ハンマーを持っていた被災者が感電して死亡するという災害が発生しました。

当該電動ハンマーは、内部で電線と工具のボディが接触して漏電状態になっていましたが、持ち込み時に点検されずに現場に持ち込まれており、当初、分電盤に取り付けられていた漏電遮断器が故障のため取り外され、代わりに配線用遮断器(過電流が流れた際に作動するもの)が取り付けられていました。また、接地工事については、分電盤と発電機ともに接地されておらず、工具側の接地線は電源プラグの中では接続されていない状態でした。

このように、工事用電気設備の不備と持ち込まれた電動工具の不備が重なって、死亡災害という最悪の結果に至ったものです。

感電災害については、近年、2017年7月に国外の工場内配線工事において死亡災害が発生し、2019年9月には送電中のキュービクル内に侵入して重篤災害が発生しており、いまだに根絶できていない状況です。

つきましては、感電災害防止の再徹底のため、下記事項を確実に実行させるよう指示します。

記

1. 電動工具等は、持ち込み時に「安全自主点検表」等を添えて「持込機械使用届」を提出させ、保安上支障のないものには「持込機械届出済証」を貼付し、使用させること。
2. 使用する電気工具等は、感電防止用漏電遮断装置に接続して使用する。また、使用前に漏電遮断装置の作動テストを行わせること。
(安衛則第333条、第352条)

以 上

【事故状況】

作業エリアにて、被災者と同僚の2名は電動ハンマーでコンクリートのはつり作業を行おうとしていた。
被災者が電動ハンマーを持ち、同僚が分電盤のコネクターに電動ハンマーのコネクターを接続し作業を始めたところ、被災者が感電した。
同僚は、直ちにコネクターを抜き、被災者を現場診療所に搬送しが、常駐医師により死亡が確認された。

JVパートナーが協力業者に手配させた分電盤、発電機及び電動ハンマーには下記のような不備が見られた。



被災者作業エリア

被災者

防水タイプコネクター

アース線の接続なし

発電機

発電機にアースと漏電遮断機なし

分電盤

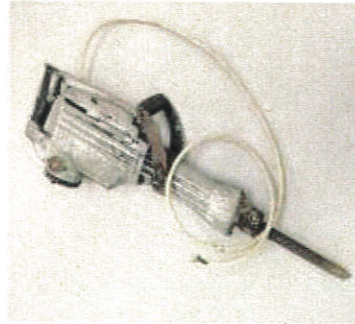
同僚（目撃者）が分電盤にコネクターを接続した

配線保護用遮断器

漏電遮断器が故障により撤去されたままだった(1か月)



工具アース線なし



漏電していた電動ハンマー

